

長洲町原油等高騰対策給付金交付事業

町では、原油等高騰の影響を受けている町内事業者及び農業・漁業者等（町内で事業を営まれる方）に対し、燃料費・光熱費の合算額が令和3年と比較し130%を超えている事業者等に事業継続を支援するため「長洲町原油等高騰対策給付金」を給付します。

■対象者

- ①令和4年4月1日以降において、長洲町内で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- ②事業に係る令和3年中の事業収入が年間100万円以上であること
- ③常時雇用する従業員が20名以下であること
- ④副業ではなく反復継続的に事業を行っていること
- ⑤事業所得を確定申告または住民税申告していること
- ⑥町税等を滞納していないこと

■給付額

- ①令和3年分事業収入が、100万円以上から500万円未満の事業者等
・・・3万円
- ②令和3年分事業収入が、500万円以上から1,000万円未満の事業者等
・・・5万円
- ③令和3年分事業収入が、1,000万円以上の事業者等
・・・10万円

■提出書類

- ①申請書兼請求書
- ②確定申告書（写し）または住民税申告書（写し）
- ③燃料費・光熱費の経費
令和3年及び令和4年の4月から9月までの燃料費・光熱費が確認できる書類の写し
- ④振込先口座がわかる通帳の写し

■申請期間

令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

■問い合わせ

まちづくり課 商工観光係 0968-78-3219
農林水産課 農林水産係 0968-78-3265